

平成 30 年 12 月 3 日

【船籍港又は定係港を所管する都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）】長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

船舶に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

さて、高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜については、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について (平成 30 年 11 月 28 日付環循施発第 1811282 号環境省 環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)」において通知し、調査へ御対応いただいているところです。

このうち、本調査の対象の施設等のうち船舶について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 廃棄物特別措置法」という。) 第 5 条第 2 項の規定に基づき、都道府県・政令市が自ら管轄する船籍港又は定係港に係る調査対象船舶から排出されうる高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜の状況を把握するにあたっての情報を提供するため、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) 第 8 条第 2 項第 3 号に基づき、貴【都道府県・政令市】を船籍港又は定係港とする調査対象船舶に係る情報を別添のとおり提供しますので、適宜参照の上、貴【都道府県・政令市】が所有する調査対象船舶の調査に御対応いただくようお願いします。また、各調査対象船舶の所有者に対し、当該調査対象船舶から排出されうる高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) に基づく適正な保管及び PCB 廃棄物特別措置法に規定する処分期間内の処分委託義務その他の義務に関し、周知徹底を図っていただくようお願いします。

また、貴【都道府県・政令市】における本調査の定量的な進捗状況について定期的に調査を行うことを予定しています。

なお、今回提供した個人情報の利用にあたり、調査対象船舶の所有者本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分留意してください。

本事務連絡は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<別添>

- 調査対象船舶一覧（【都道府県・政令市】関係）
- 船舶における高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の有無及び期限内処理について
（お願い）
- 船舶における高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査票

【本件担当】

（塗膜調査全般に関すること）

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：水嶋・服部

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp

（調査対象の船舶に関すること）

国土交通省海事局海洋・環境政策課

担当：鈴木

Tel: 03-5253-8636

E-mail: kaiji-PCB@ml.mlit.go.jp